

小牧市制施行70周年記念事業基本方針

1. 記念事業の目的

昭和30（1955）年1月1日に、小牧町、味岡村、篠岡村の1町2村が合併して「小牧市」が誕生し、昭和38（1963）年9月1日には、北里村の一部が編入した。

小牧市は、令和7（2025）年1月1日に、市制施行から70周年を迎える。

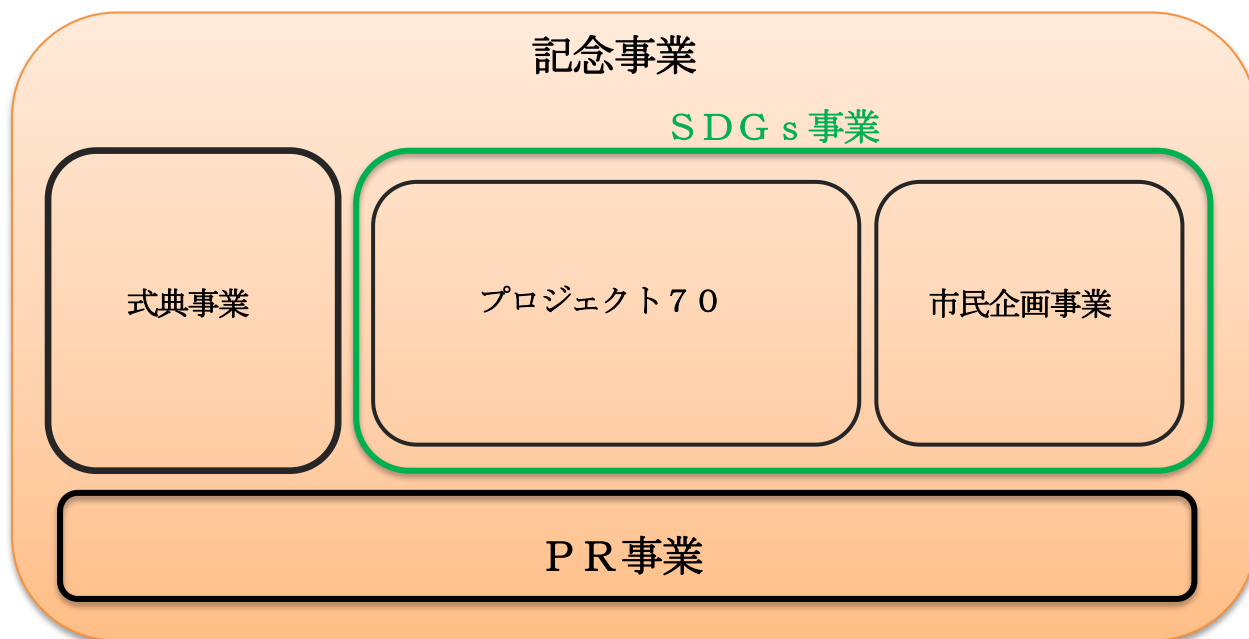
この節目の年をこまきに関わるすべての方々と祝い、今のこまきの礎を築き発展させてきた先人たちの功績に感謝するとともに、行政だけでなく、市民、各団体、企業等が主体的に参加することができる事業を実施することで、こまきへの愛着と誇りを深めるとともに、きらめく未来に向けて人と挑戦のつながりを強める機会とする。

2. 記念事業の実施期間

令和7年1月1日～12月31日の1年間を基本とする。なお、記念事業を効果的に盛り上げていくため、令和6年度から準備や広報等を実施する。

3. 記念事業の構成

記念事業は「式典事業」、「プロジェクト70、市民企画事業（SDGs事業）」、「PR事業」で構成される。



4. 記念事業のコンセプト

「70年の挑戦 つなごう未来へ 夢とキラめくこまきびと」

気候変動による異常気象の頻発、新たな感染症の発生、先の見えない経済情勢の悪化、同時に進行する人口減少と少子高齢化等、私たちはこれまで経験したことのない多くの課題に直面している。そして、この困難な時代を乗り越え、持続可能な明るい未来を次の世代に残す責任が私たちにはある。

こまきには織田信長や徳川家康の天下統一に向けた挑戦の歴史と精神が脈々と受け継がれており、多くの先人たちは結束して様々な困難を乗り越え、未来を切り拓くための“挑戦”をしてきた。

市制施行70周年を契機とし、こまきに関わるすべての人が小牧市の発展の歴史の中で育んだチャレンジスピリッツを継承し、それぞれの“夢”と次世代が希望を抱ける“未来”の実現に向けて、集い、つながり、挑戦をすることでキラめくこまきびととなる、そして挑戦をとおして絆を深め、こまきに対する愛着と誇りを醸成する。

5. 事業の方向性（テーマ）

次に掲げる項目を基本的な事業の方向性とし、SDGsの達成に向けて実施する。

（1）こまきへの愛着と誇りを深める

「住んで良かった、いつまでも住み続けたい、訪れてみたい、また訪れたい」と思われるようなこまきの魅力を感じることができる事業

（2）こまきに関わるすべての人がつながる

こまきに関わるすべての人が主体的に参加し一体感や達成感を感じることができる事業

（3）未来につなぐ夢への挑戦を後押しする

こまきの大切にしてきた「モノ、コト、価値観」を未来につなぐ事業や、未来に向けた夢への挑戦を支援する事業

6. 事業の立案・実施の視点

（1）市民参加

事業をとおして、世代を越えて多くの市民がつながり絆を強める機会とするため、市民（特に子ども）が参加しやすい事業の実施形態を検討する。

（2）事業連携

市制施行70周年を契機に様々な主体とのつながりをさらに深めるため、団体、学校、企業等と連携した事業実施方法を検討する。

（3）DXの推進

離れた人をつなぐ、多くの人に参加しやすい環境を整える等、基本方針に即した事業推進を実現するためにICTやデータの活用を検討する。また、仮想現実（VR）やドローン等の先端技術を活用する事業についても幅広く検討する。

（4）行動変容の促進

記念事業を契機に個人や組織の行動変容を促し、持続可能なまちづくりへつなげる事業内容を検討する。

7. 記念事業の考え方

(1) 式典事業

市制施行70周年をこまきに関わるすべての人で祝う記念式典を開催する。式典の中でこまきに縁のある著名人を呼んだ記念講演や、小牧市に貢献した方々の表彰を実施する。

(2) プロジェクト70

「5. 事業の方向性 (テーマ)」に沿った市制施行70周年記念事業にふさわしい市が主催、共催する事業を1年間をとおして70プロジェクトを目標に選定し実施する。

こまきへの愛着を深めるPR動画の作成、市民参加によるギネス記録への挑戦、未来に向けたタイムカプセルの作成等、事業の方向性 (テーマ) に即した事業を実施する。

(3) 市民企画事業

市制施行70周年記念事業として市民、団体、学校、企業等が主体的に企画・実施する新規事業を公募し、事業経費の一部を補助する。

(4) PR事業

市制施行70周年記念事業の機運醸成、周知啓発のための事業を実施する。また、市の既存事業、市民、団体、学校、企業等が実施している既存事業に「小牧市制施行70周年記念」の冠及び70周年記念ロゴマークを付して実施することで周知啓発を図る。

8. 記念事業の推進体制

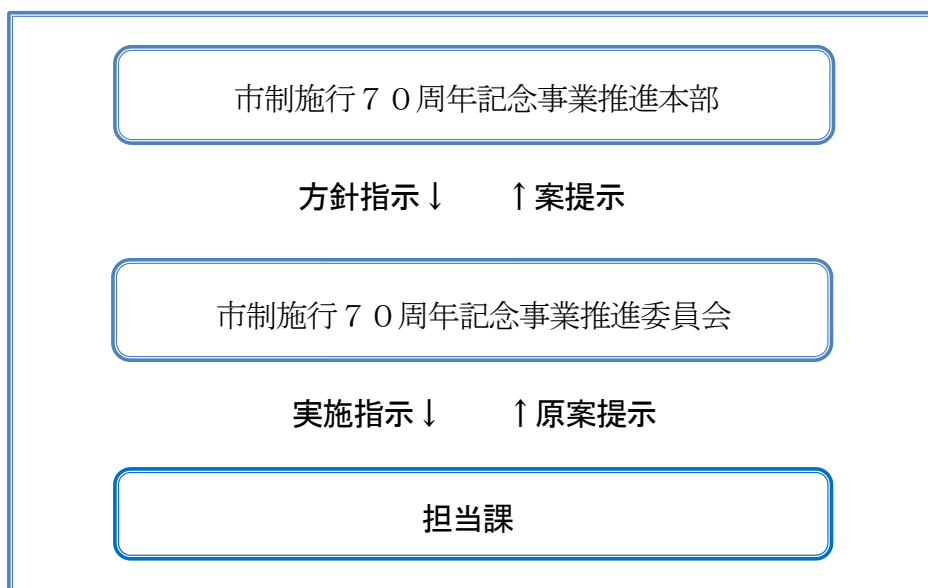
(1) 市制施行70周年記念事業推進本部（市長、副市長、教育長、部長職）

- ・・・本部長は市長、副本部長は市長公室の事務を担当する副市長とする。記念事業に係る重要事項の決定を行う。

(2) 市制施行70周年記念事業推進委員会（次長級職）

- ・・・委員長は市長公室長、副委員長は市長公室次長とする。記念事業の企画立案及び運営等について調査検討する。

(3) 担当課・・・担当課において事業を実施する。ただし、複数課が主体的に関わる事業については連携し推進する。



9. その他

(1) 記念事業の実施においては現行体制での対応を原則とすることから次の点に留意する。

(ア) 事業実施体制の構築

既存事業の業務分担の調整や繁忙時期を踏まえた記念事業実施に係る応援体制の構築について課内及び部内で検討し、特定の職員に負担がかからないよう努める。

(イ) 業務の効率化

既存事業及び記念事業実施におけるDXの活用や、業務委託の推進等による業務の効率化を図り、人員と時間の確保に努める。

(2) 各種事業のPR

記念事業の事業効果を高めるために、事業の対象者や内容を踏まえて、PRの媒体、表現方法、PR時期等について幅広く検討すること。